



#### 4 所得控除(所得から差し引かれる金額)

- 証明書・領収書が必要な控除で、それらが添付・提示されていない場合は、控除が適用できませんので御注意ください。ただし⑬から⑳までの控除は、給与所得者で年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの場合は、証明書の添付・提示は不要です。
- 所得税と市民税・都民税とは、一部を除き控除額が異なります。

- ⑩ 雑損控除を受けようとする方は、記入方法を住民税課にお問い合わせください。(注)控除の金額によっては、確定申告をしていただくとう利になる場合があります。
- ⑪ 医療費控除を受けようとする方は、「医療費控除の明細書」を申告書にホチキス止めて、御提出ください。
- ⑫ ⑬ 社会保険料もしくは小規模企業共済等掛金を支払った方は、令和3年中の支払額を該当する欄に記入してください。ただし、国民年金及び国民年金基金の掛金に係る保険料もしくは小規模企業共済等掛金を支払った場合は、控除証明書または領収書を申告書にホチキス止めてください。
- ⑭ ⑮ ⑯ 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)を支払った方は、保険会社などから発行される証明書を申告書にホチキス止めてください。\*給与所得者で年末調整が済んでいる方は、源泉徴収票の添付があれば、生命保険料などの支払額証明書は不要です。申告書には、控除証明書の「申告額」に記載されている金額を記入してください。また複数の保険会社の契約がある場合には、それぞれの金額を記入してください。

#### 5 人的控除

- 源泉徴収票に記載がある場合でも、扶養親族がいる場合には必ず申告書に記入してください。

- ⑳ 配偶者を扶養している方は、㉑配偶者(特別)控除の欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)・配偶者の収入及び所得を記入してください。
  - ㉒ 扶養親族(配偶者を除く)がいる方は、㉓扶養親族の欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入してください。
  - ㉔ 所得金額調整控除を申告される方は、㉕所得金額調整控除欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入してください。所得金額調整控除については、ホームページを御覧ください。
- (注)1 いずれの場合も同居・別居の欄のいずれかに○をしてください。別居の親族を扶養している場合は、別居の方の住所(令和4年1月1日現在の住民登録地)を記入してください。障害がある方を扶養している場合は、障害の等級を記入し、障害者手帳などのコピー(氏名と障害等級がわかる部分)をホチキス止めてください。
- (注)2 海外に居住されている親族の方を扶養親族として申告する場合には、「親族関係書類」と「送金関係書類」の添付が必要になります。日本語以外の言語で記載されている場合は、必ず日本語訳をつけてください。

- 申告する方が、前年12月31日時点で寡婦・ひとり親または障害者など本人欄に該当する項目がある場合は、その項目を○で囲んでください。
- ㉖ 障害者である場合は、障害の等級を記入し、障害者手帳などのコピー(氏名と障害の等級がわかる部分)をホチキス止めてください。
  - ㉗ ㉘ 寡婦・ひとり親の場合には、離婚(死亡)年月も記入してください。未婚のひとり親の方の場合は不要です。
- (注)寡婦・ひとり親は、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります。
- ㉙ 学生の場合には、学校名・学年を記入し、学生証のコピーをホチキス止めてください。

申告書裏面の記載については、下の7・8ページを御覧ください。

#### 納付方法の選択

主たる給与以外の市民税・都民税について、給与から差し引いての支払いを希望する場合には「1」を、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する場合は「2」を○で囲んでください。(65歳未満の方で、年金所得に係る税額を、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する方は「2」を○で囲んでください。)

- 3 ●所得のなかった方の記載 ● 所得がなかった方も申告が必要です。非課税証明書の交付(公営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、各種医療証の交付などの基礎資料になります。

(注)イ〜トの該当箇所に○をつけ、必要事項を記入してください。  
 イ〜ホ欄…親族・知人に扶養(援助)されていた方、遺族年金・障害年金・公的扶助(生活扶助等)などを受給されていた方、預貯金(借入れ)で生活されていた方は該当箇所に○印をつけてください。  
 ヘ欄………その他(上記以外の理由の方は、どのように生活していたかを記入してください)。  
 ト欄………申告者の出国先の国名・期間を記入してください。

#### 申告書の書き方(うら)

#### 6 営業等、農業、不動産所得の収支内訳記入

該当する欄に収入と経費等の内訳を記入してください。

#### 7 寄附金税額控除

令和3年中に次の団体等に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。なお、この控除の申告には、必ず寄附金の領収書等を添付してください。

- ◇都道府県・市町村・特別区(ふるさと納税)
- ◇東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部(政令で定めるもの)
- ◇東京都条例、八王子市条例で指定された団体
- ◇東日本大震災等にかかる義援金や法令等で定めるもの

#### 8 事業専従者

事業主である申告者(青色申告者を除く)と生計を一にする配偶者や前年12月31日時点で15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます(ただし、控除対象配偶者等及び扶養親族は除きます)。事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。

#### 11 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出欄について

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%(復興特別所得税含む)と住民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収(特別徴収)されているものに限ります(所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)。なお、源泉徴収額の記載誤り等があり、上場株式等の所得と判断がつかない場合、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

- (注)1 申告不要を選択した場合、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除・還付はありません。
- (注)2 申告不要の選択に伴い、一部所得控除について、所得税における控除額と住民税における控除額に差異が生じる場合があります。

#### 【申告期限】

市民税・都民税納税通知書が送達される日まで(申告期限を過ぎたものは受付できません)  
 <給与から納める方(給与特別徴収)は5月15日頃、納付書で納める方(普通徴収)は6月1日頃、65歳以上で年金所得がある方は6月11日頃発送予定>

#### 【申告方法】

市民税・都民税申告書表面の現住所・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・電話番号・生年月日を記入の上、市民税・都民税申告書裏面「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出欄」の1・2いずれかの番号へ○をしてください。2へ○をした方は、住民税上の所得として計上したい上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得等の額を記入してください。1・2いずれの方も、

年間取引報告書等の住民税の源泉徴収額が確認できる資料が必要となります。必ず申告書へ添付してください。

#### 9 配当割額又は株式等譲渡所得割額

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を申告する場合は、市民税・都民税申告書のうら面㉑欄に、明細書等に記載のある地方税(住民税)の源泉徴収金額の合計金額を記入してください。

- (注)1 申告の際は、年間取引報告書等の添付または提示が必要です。
- (注)2 分離課税所得のある方は、別途、分離課税等用の申告書を提出してください。分離課税等用の申告書は、ホームページからダウンロードしていただくか(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/zeikin/001/003/002/p012355.html>)住民税課にお問い合わせください。

#### 10 八王子市内に事業所等・家屋敷を有する方で、市外に住所を有する方

以下のイ、ロに該当される方は、申告書うら面の㉑に記入してください。  
 イ. 事務所(事業所)のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に事務所・事業所・お店がある方。  
 ロ. 家屋敷のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に家屋敷(借家・マンション・社宅等を含む)がある方、家族が八王子市内に住んでいる方。

UD FONT 八王子市財政部住民税課 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 電話 042-620-7219 (直通)